

<パブリックコメント結果>

「杉戸町水道事業経営戦略（改定素案）」について

【実施期間】

令和7年11月26日（水）～令和7年12月25日（木）

【結果公表期間】

令和8年3月19日（木）～令和8年4月18日（土）

ご協力いただき、誠にありがとうございました。

【お問い合わせ】

杉戸町上下水道課 経営総務担当（水道）

電話番号：0480-37-1232

E-mail：jogesuido@town.sugito.lg.jp

杉戸町水道事業経営戦略（改定素案）に係る パブリックコメントに対する結果について

1 意見募集の概要

- ① 意見募集期間：令和07年11月26日（水）から令和07年12月25日（木）まで
- ② 意見募集の周知：広報すぎと、町ホームページ
- ③ 閲覧場所：町ホームページ、上下水道課窓口、行政情報コーナー（役場本庁舎1階）、すぎとピア、各公民館、杉戸町コミュニティセンター、カルスタすぎと、エコ・スポいずみ、深輪産業団地地区センター、高野農村センター
（閉庁時間帯・休館日は除く。）
- ④ 意見の提出方法：窓口を持参、郵送、FAX、電子メール、電子申請

2 意見募集の結果

- ① 提出者数：1人（提出方法：窓口を持参 1通）
- ② 意見等総数：4件
- ③ 反映件数：1件（No.3）

- ※ 意見の概要と意見に対する町の考え方は別紙のとおりです。
 ※ 意見については、一部要約の上、記載しているものがあります。

No.	項	意見の概要	意見に対する町の考え方
1	P. 11	<p><給水人口の推移> 人口普及率 99.4%から逆算すると $43,364 \text{ 人} \div 99.4\% = 43,390 \text{ 人}$ $43,390 \text{ 人} - 43,364 \text{ 人} = 26 \text{ 人}$ 給水されていない人口は 26 人となるが、特定の地域の人口であるのか？ 井戸水のみを利用している人口なのか？ 特定の地域があれば、地区名は？</p>	<p>杉戸町においては全域給水区域となっており、泉地区の一部において井戸水のみを利用している世帯がございます。</p>
2	P. 12	<p><料金体系と料金改定の現状>に関連して 使用量の少ない使用者に対しては、生活水の低廉化を図る一方で、高度成長期の水不足の時代には、表 10 からわかる通り、てい増制の料金体系によって水需要の抑制を図っていった。しかしながら水需要の減少傾向にある昨今、需要減少以上の速さで収入危機を招くのではなかろうかということが、今般の改正素案でも懸念されている。 杉戸町では基本料金・従量料金が採用されているが、各々の仕組みと考え方についての更なるていねいな説明があると、より理解が進むのではないかとと思われる。</p>	<p>現在杉戸町は基本料金と従量料金の料金体系を採用しております。 また、人口減少に加え、節水型機器の普及、核家族化によるライフスタイルの変化により給水 1 件当たりの使用量が減少していることから、料金収入が大幅に減少していくことが予測されております。 今回の経営戦略の改定素案は現状の確認と今後の経営方針を決定するものとなります。改定素案において料金収入を増やす必要があることに言及しており、料金改定を実施する際は、別途</p>

			審議会にて検討を行っていくこととなります。その際には、各料金の設定についての考え方を水道利用者の皆様に提示し、ご理解を得られるよう丁寧な説明に努めてまいります。
3	P.51	<p><資産維持費について> 資産維持費＝対象資産×資産維持率 とあるなかで、対象資産は償却資産の平均残高とある。償却資産についての具体的な説明が欲しい。 併せて、減価償却費の説明があると、P52 のまとめがより分かり易くなるのではなかろうか？</p>	水道事業における償却資産の例について記述を追加します。また、併せて8章用語解説の欄に記述を追加します。
4	P.63	<p><表 39-5 改定後の1ヶ月料金（20 m³利用時）の目安> 記載されている表では、基本料金と従量料金 20 m³との和が現状維持時の料金合計 2,550 円となっている。 650 円+1,900 円=2,550 円 しかしながら、P12 表 10 より1ヶ月分料金目安を計算すると、 基本料金：1,300 円（2ヶ月分）÷2=650 円 従量料金： 10 m³利用の場合：120 円（2ヶ月分）÷2×10 m³=600 円 20 m³利用の場合：120 円（2ヶ月分）÷2×20 m³=1,200 円 30 m³利用の場合：120 円（2ヶ月分）÷2×30 m³=1,800 円 となる。 表 39-5 の現状維持の場合の基本料金は計算上相違ないが、従量料金については従量料金（20 m³）であると大きなかい離が生じ</p>	<p>杉戸町においては水道料金の請求は2ヶ月に一度であることから P12 の表 10 は2ヶ月当たりの水道料金を示しております。 参考までに2ヶ月 10 m³~40 m³使用の場合の料金の計算は以下のとおりとなります。 また、ここでの「〇〇m³使用の場合」は検針票における使用量の数値となります。 基本料金：1,300 円（2ヶ月分）=1,300 円 従量料金 2ヶ月で 10 m³使用の場合：0 円× 0 m³=0 円 計 1,300 円（税抜） 2ヶ月で 20 m³使用の場合：120 円×10 m³=1,200 円</p>

	<p>る。 650 円+1,200 円=1,850 円 以上を勘案すると、表 39-5 については以下の説明になるのでは？ 表題 改定後の 1 ヶ月料金 (40 m³使用時) の目安 20 m³を 40 m³に変更 表 料金体系欄の従量料金 (30 m³) 20 m³を 30 m³に変更 650 円+1,800 円=2,450 円となる</p>	<p>計 2,500 円 (税抜) 2 ヶ月で 30 m³使用の場合：120 円×20 m³=2,400 円 計 3,700 円 (税抜) 2 ヶ月で 40 m³使用の場合：120 円×20 m³=2,400 円 140 円×10 m³=1,400 円 計 5,100 円 (税抜) ご指摘をいただいた P12 表 11 や P63 表 39-6 の数値につきましては、国や県の公表している資料と比較する必要があったため 1 ヶ月あたり 20 m³使用の数値を採用しています。 1 ヶ月 20 m³使用は 2 ヶ月 40 m³使用の半分となることから算出方法は下記のとおりとなります。 1 ヶ月使用の場合の従量料金の計算は基準となる使用水量の区間が半分となります。 具体的には料金表における 「10 立方メートルを超え 30 立方メートルまでの分：120 円 (1 立方メートルにつき)」の部分は「5 立方メートルを超え 15 立方メートルまでの分：120 円 (1 立方メートルにつき)」となります。 上記を踏まえて 1 ヶ月当たりの金額は下記のとおりとなります。 1 ヶ月 5 m³~20 m³使用の場合 基本料金：650 円 (1,300 円÷2)</p>
--	--	--

			<p>従量料金</p> <p>5 m³使用の場合：0 円×0 m³=0 円 計 650 円（税抜）</p> <p>10 m³使用の場合：120 円×5 m³=600 円 計 1,250 円（税抜）</p> <p>15 m³使用の場合：120 円×10 m³=1,200 円 計 1,850 円（税抜）</p> <p>20 m³使用の場合：120 円×10 m³=1,200 円 140 円×5 m³=700 円 計 2,550 円（税抜）</p>
--	--	--	--